

規則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十九号

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号までの規定中「別記第1の2」を「別記第1の1」に改める。

様式第六号（表面）中

					氏名
					氏名及び個人番号

を に改め

附則

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この規則による改正前の埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。